

環境施策の概要

現 状

武蔵野の農村であった練馬区は、国の高度経済成長に呼応して、昭和 30 年代前半から 40 年代中盤にかけて住宅都市として大きな発展を遂げました。宅地化の進展とともに、道路や上下水の整備により、都市インフラが整えられました。その一方で、大気や河川の汚染、事業活動による騒音、振動などが、公害問題として大きな課題となりました。練馬区では、昭和 44 年に公害対策課を設置し、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、大気環境の改善や事業所の操業公害などへの対応を行いました。

さらに、昭和 60 年代より、オゾン層の破壊や生態系の破壊などの国際的な規模で環境問題が課題となり、区においても一定の地域だけの問題ではなく、地球規模での環境対策に取り組んでいます。

今後の課題

区では、平成 18 年に練馬区環境基本条例を施行するとともに、「環境都市練馬区宣言」を行いました。国際的な環境への取り組みや法制度の整備がなされる一方で、地球温暖化などの課題はますます大きくなってきています。

現在も世界各地で地球温暖化を象徴するような深刻な現象が起きています。

ここ数年は、私たち自身が気候変動を実感できるような天候が頻発し、多くの区民が地球温暖化を極めて深刻に受け止めるようになりました。

このような地球温暖化の原因は、人間の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスです。地球温暖化は、地球全体の問題として、その防止のために世界各国がそれぞれの責任と役割を自覚して行動することが求められています。

区では、平成 21 年 3 月に、地球温暖化の推進に関する法律に基づき、「練馬から広げようエコの“環”」を基本理念に、区民、事業者、区が協働して地球温暖化対策を進めるために「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

より良い環境を創造し、次世代に引き継ぐという課題に対しては、まだ取り組みは端緒についたばかりです。今後、区民、事業者、区との連携・協力をさらに深め、環境都市練馬区の実現に向け、取り組みを積極的に進めていく必要があります。

環境施策の主な取り組み

(1) 地球温暖化対策の推進

平成 21 年 3 月、「練馬から広げようエコの“環”」を基本理念とする、「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

この計画を推進していくため、平成 21 年 10 月より区民、事業者、区および関係機関等が検討を重ね、平成 22 年 5 月に練馬区地球温暖化対策地域協議会を設立しました。地域協議会では、温室効果ガスの排出抑制のために必要な取り組みについて協議し、区、その他関係機関等と連携して、温暖化防止のための事業を企画・実施していきます。

(2) ストップ！！地球温暖化 ねりまエコ駅前モデル事業

平成 22 年 3 月、西武池袋線練馬高野台駅北口に同じ形式で同じ明るさをもつ 2 種類の街路灯（LED 街路灯と水銀灯）を設置しました。ここでは、それぞれの街路灯の消費電力量などを電光表示板に表示しており、省エネ型照明の性能を実際に見て、その効果を体感することができます。

(3) 地球温暖化対策住宅用設備設置補助制度

地球温暖化対策の一環として、平成 18 年度より、太陽光発電設備や高効率給湯器などの地球温暖化対策設備を設置した区民の方に対し、その設置費用の一部を補助しています。平成 21 年度は合計で 539 件の補助を行いました。

(4) 電気自動車の導入

平成 21 年 10 月、区が率先して地球温暖化対策に取り組むため、排気ガスをまったく出さない電気自動車を 2 台導入しました。

電気自動車には、皆さんに親しみを持ってもらえるよう、練馬区名誉区民で、漫画家の松本零士さんの原作によるアニメ「銀河鉄道 999」のキャラクターのフルラッピングをしました。現在、環境施策の普及・啓発車両として大活躍しています。

(5) 練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例

区では、歩行喫煙やたばこのポイ捨てをはじめとする迷惑喫煙を防止するために平成 22 年 4 月 1 日から新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。

条例では、歩行喫煙とたばこのポイ捨てを区内全域（道路、公園など公共の場所）で禁止しています。また、「喫煙等禁止地区」を指定し、同地区内で違反をした者には過料（罰金）を徴収できる規定も設けています。これまでのマナーやモラルに訴える取り組みから一定のルールを設けることで、更なる喫煙マナーの向上を図り、安全で暮らしやすい地域社会の実現を目指しています。